

「塑性と加工」および「ぶらすとす」掲載 解説系原稿の著作権利用申請基準

<利用にあたっての基本方針>

1. 以下の表は、発行後による利用及び、非営利目的かつ、本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であることを前提とする。営利目的の場合はすべて利用申請を必要とする。
2. 営利目的の場合の諾否については本会会報誌編集委員会にて審議する。また、著作権法(第30条:私的目的のための複製、第32条:引用、第35条:教育機関における複製)などで認められている利用の範囲であれば、いずれの場合も利用申請は不要である。
3. 特許出願その他、著作者等自らの権利行使のために必要な場合は、いずれの場合も利用申請は不要である。

申請者	項	利用先媒体	学会への 利用申請	諾否	許諾条件	許諾開始時期
著作者 (著者を含む)	1	自分個人のサーバ(注1) CD-ROM, DVD-ROM等の電子的媒体	右の許諾条件を 満たせば不要 外部からWEB閲覧 できる場合には2 項に従う	原則許諾	・権利表示 ・出所の明示	発行後
	2	所属機関のサーバ, CD-ROM, DVD-ROM等の電子的媒体	要	原則許諾	・権利表示 ・出所の明示 ・所属機関変更時には、旧所属、新所属 共に左の通り。	発行日から1年後
	3	紙版(コピーによる複写利用), pdfファイル	原則不要		・pdfファイルの配布は小規模に限り、不 特定多数へのメール同送等は4項に従 う。	発行後
	4	他学会、機関等発行による紙版および電子版への 全文掲載	要	原則許諾	・権利表示 ・出所の明示	発行日から1年後
	5	他学会、機関等発行による紙版および電子版への 図表等の一部掲載	右の許諾条件を 満たせば不要		・適法な引用の範囲を超えない場合(注2)	発行後
著作者の 所属機関	6	所属機関のサーバ, CD-ROM, DVD-ROM等の電子的媒体	要	原則許諾	・権利表示 ・出所の明示	発行日から1年後
	7	紙版(コピーによる複写利用), pdfファイル	要	原則許諾	・権利表示 ・出所の明示	発行日から1年後

注1:自分個人のサーバ:著作者が他の人の同意無しに掲載や削除が行えるもの。複製を共有・公開する場合は所属機関のサーバと同様の利用申請を必要とする。大学研究室や企業の研究室のサーバは機関のサーバとみなす。

注2:引用が適法な範囲を超える場合は、全文利用と同様の申請が必要